市長メッセージ

「改正新型インフルエンザ等対策特別措置法」（以下、「法」という。）」に基づく緊急事態措置を実施すべき期間が、兵庫県を含む10都府県で延長されました。

本市においては、減少傾向はみられるものの未だ感染者数は多く、病床は依然としてひっ迫し、医療提供体制は非常に厳しい状況が続いています。

引き続き、市民のみなさまの生命・健康を守るため、また、医療崩壊を防ぐため、新型コロナウイルス感染症対策を最優先とし、医療・検査・相談体制の確保をはじめ、感染拡大防止のため、全庁挙げて対応にあたってまいります。

医療崩壊を避けるためには、市民のみなさまお一人おひとりの取組みが必要不可欠です。これ以上の感染拡大を防ぐため、改めて、感染防止対策の徹底をお願いします。

一、感染収束までの当面の間、市民病院機構において新型コロナウイルス感染症患者の受入病床を拡大し対応するとともに、市内医療機関と連携し、受入病床の確保を図ります。

一、当面の間、一定の条件の下実施している自宅療養については、健康観察を始めとしたフォローアップをきめ細やかに行うなど支援を行います。

一、新型コロナウイルスワクチンに関して、医師会や病院等との連携により、迅速かつ円滑に接種が行える体制を構築します。

一、「日中も含めた人出の多い場所への外出・移動」は徹底して避けていただくよう、ご協力をお願いします。

一、「大人数での会食」は徹底して避けるとともに、通常の食事でも会話はせず、距離をとるよう、ご協力をお願いします。特に、家族や友人などと一緒に飲食（小休憩含む）する場合、真正面を避け、斜め向かいに離れて座り、横並びや真正面に座る際は、1メートル以上の距離をとるほか、食事中は会話せず、会話は食事後にマスクを着用してから行う取り組みをお願いします。

一、改めて、感染リスクが高まるとされる５つの場面についての注意喚起や「冬でも窓を開け換気」、「マスクの着用と手洗い・手指消毒」「熱がなくても、せきなどの症状があれば外出を控え、仕事を休む」、の３つの取組みの基本的感染防止対策の徹底をお願いします。

一、引き続き、新型コロナウイルス感染症対策に万全を期し、必要な行政機能を維持することを前提として、在宅勤務やフレックスタイム制の活用により接触機会の低減を図ります。事業者のみなさまにおかれましても、国及び県の方針に基づき、在宅勤務や時差出勤等の出勤削減の取り組みの徹底をお願いします。

一、児童生徒の学びを保障していくため、感染不安等により登校が困難な児童生徒や、感染者の発生による自宅待機のために登校できない児童生徒等に対して、オンラインによる個別面談・指導や授業ライブ配信等の取組みを引き続き進めます。

一、緊急事態宣言の発令に伴う飲食店等に対する営業時間短縮要請や外出自粛等により影響を受ける市内事業者に対して、国の動向等をふまえながら、効果的な事業者支援策を実施します。

一、市有施設における催物及び市主催のイベント等について、引き続き、国及び県の定める対処方針に沿った対応を行うとともに、主催者に対しても同様の対応を呼びかけます。

一、新型コロナウイルス感染症感染者に対する誹謗中傷などの行為を防止するため、引き続き風評被害対策の徹底を図ります。

　今ここで、感染拡大を食い止め、皆様や大切な方の生命・健康を守るためにも、引き続き感染拡大防止の取り組みの徹底にご理解・ご協力いただきますよう、お願いいたします。

令和３年２月５日

神戸市長　久元　喜造